

だれの子どもも被ばくさせないー「被ばくからの自由」と「避難の権利」ー

森松明希子(原発賠償関西訴訟原告団代表)

1. 大阪地裁判決を控える原告として

2026年9月2日に大阪地方裁判所で判決を控えている森松明希子と申します。国と東京電力を被告とする国家賠償・民事損害賠償請求を2013年9月に提起した「原発賠償関西訴訟」の原告団代表の森松明希子です。

2. 母子避難一 가족が分断された年月

私は、福島県郡山市から大阪市に2人の子どもを連れて、今日も母子避難を続けています。夫を福島に残し、家族バラバラの生活ももうすぐ15年となります。震災当時0歳と3歳だった子どもたちも、今は15歳と18歳になりました。中学3年生、高校3年生という多感な時期を迎えており、父親は健在であるにもかかわらず、人生について様々な相談やアドバイスを求めたくても子どもたちのそばに居られず、この15年間、子どもの成長を夫は毎日見ることができず、子育ての苦楽を私たち夫婦は共有することができませんでした。子どもたちは、「家族が、一堂に集まり、楽しく会話をしながらリラックスして過ごす」という平穏な時間、すなわち家族団欒を一切切失うことになりました。

3. 放射能汚染が続く現実と「自力避難」の強いられ方

それでも、私たちが母子避難を続けているのは、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により福島県郡山市はもとより広範囲に放射性物質が降り注いだからです。放射能汚染がそこに「ある」から避難を続けるのです。本来しなくてよい「被ばく」を避けたいから、そこから避難し続けているのです。

そして、「強制避難」ではないからこそ、苦肉の策としての「母子避難」を敢行しているのです。強制避難区域の外側からも含め、現在わかっているだけでも2万6,597人(復興庁2025年12月5日「全国の避難者数」)が今なお避難を続けています。これほど多くの人々が実際に避難を続けていても、国はこの15年間、避難者を保護する制度や施策をほぼ何も実施して来ませんでした。

私たちは「自主避難」ではなく「自力避難」を強いられ、苦境に立たされて来ました。原因は、国策による原発事故の放射能汚染だと誰が見ても因果関係が明確であるにもかかわらず、原発避難の統計や母子避難の実態を正確に把握する努力もせず、差別や誹謗中傷の標的として晒され続けてきました。

4. 絶対的被ばく拒否権ー無用な被ばくを避ける権利

人には、無用な被ばくを避ける権利があります。被ばくを免れ健康を享受する権利は、生命に関わる基本的人権であり、「少しも被ばくしたくない」という思いは誰にも否定できません。これが絶対的被ばく拒否権です。

5. 選択的被ばく回避権—状況に応じた判断の自由

同時に、状況に応じて被ばく回避行動を選択する「選択的被ばく回避権」も認められるべきです。被ばく以外にも守るべき権利がある場合、その選択は個々人に委ねられるべきであり、特に加害の側から押し付けられるものではありません。

子どもは親の判断なしには権利を行使できませんが、それによって被ばく拒否権が消えるわけではありません。避難制度が整わず避難したくてもできない人がいる一方、帰還政策が優先されることで望まない帰還を強いられる状況は、実質的な強制被ばくと言えます。

6. 被ばく情報コントロール権—知る権利

さらに、無用な被ばくを避けるためには、自らの被ばくに関する情報を知り、管理する「被ばく情報コントロール権」が不可欠です。放射能は目に見えず、低線量は五感で察知できません。どれだけ被ばくしたのかを知る権利は市民の側にあります。しかし福島第一原発事故直後、放射能の漏えい量や被ばく状況といった最も知りたい情報は即時に提供されず、後になって被ばくの事実を突きつけられることが繰り返されました。知って被ばくすること、知らされずに被ばくさせられることは全く意味が異なります。

7. 基準引き上げの不当性と「自主避難」という誤解

私は、パニックを起こして避難をしたわけではありません。2011年3月11日、その日に存在していた基準・規範に基づいて避難することを判断し、客観的な汚染の事実と照らし合わせて避難を続けたいと申し上げているのです。

通常一般人の公衆被ばく限度が年間1ミリシーベルトだったものを、3.11後に年間20ミリシーベルトに引き上げて(ゆるめて)、それで大丈夫と言われても、納得も許容もできるはずがありません。なぜ福島だけ高い被ばく線量を受け入れなければならないのでしょうか？これは、明らかな差別です。

もう一点、「自主避難」に対する誤った世論があります。それは、自主避難者は避難するか、しないかの選択肢があたかもあるかのように捉えられています。避難の選択をしたのは自由意思に基づいた自己責任であり、自分勝手に避難したのだから被害はないかのように理解されている点です。

これは明らかに誤りです。私たちは、避難するか、しないか、という選択肢を与えられたのではなく、「放射能に被ばくし続けるか」、それとも「被ばくが嫌なら避難するか」という、どちらも選びたくない二つの苦痛を、平穏な生活の場で、強制的に選ばされたのです。その被害について、何ひとつ触れずに、加害者が決めた「これくらいの被ばくなら大丈夫だろう」「我慢せよ」という被害の押し付けに甘んじるつもりは毛頭ありません。

8. 分断を乗り越え「被ばくからの自由」の確立を

私のように避難した人も、避難せずとどまった人も、また、帰還した人も含め、多くの原発被害者、すなわち、核災害被災者が、15年経った今も苦しみの中にいます。加害者の側は、事故後、「これくらいの被ばくなら良いだろう」と都合よく基準を緩め、加害者の論理で一方向的に被害者の「線引き」を行い、被害者同士を分断させました。私たちは、「被ばくしたくない」「健康を享受したい」という、

生命と生存に関わる根本的な権利を侵害されています。この尊厳を踏みにじる行為を、決して許してはなりません。

日本の司法は、国が事故後に一方的に緩和した「安全基準」を追認し続けています。これは、「無用な被ばくを避ける権利」が、今の日本の法廷では尊重されていないことを意味します。放射線被ばくから免れ健康を享受するという基本的人権（絶対的被ばく拒否権・選択的被ばく回避権・被ばく情報コントロール権を内容とする「被ばくからの自由」）を人類の普遍的な権利として確立できれば、全世界の核被害を根絶することが可能となります。

第二次世界大戦終結から80年以上経過し、ヒバクシャの言葉に世界が耳を傾ける今こそ、広島、長崎、福島を経験した日本は、この「被ばくからの自由」という人権を確立するためのリーダーとしての役割を果たすべきです。核の軍事利用・民間利用を問わず、ひとたび核による事故が起きれば犠牲になるのは無辜の人々であり、とりわけ被ばくに脆弱な子どもたちです。国策の犠牲を次世代に強いることは、断じてあってはなりません。

9. 「被ばくからの自由」は普遍的な人権である

「被ばくからの自由」は普遍的な基本的人権であり、福島だけの問題ではありません。「子どもを守ろう!」という単純なメッセージでもありません。「避難の権利」は避難した人たちの正当性を訴えているものでもないのです。

核被害核の脅威にさらされたとき、被ばくを強いる側に立つのか、それとも権利・人権を守る側に立つのか問われます。有事の時こそ、子どもを含むすべての人の基本的人権が奪われないよう、原発問題を通して核被害を人権問題として捉え直すことが必要です。「被ばくするか否かは私が決める」。この問いを市民社会で共有したいと私は考えています。

以上